

株 主 各 位

名古屋市中区丸の内三丁目2番29号

株式会社 ヤガミ

代表取締役社長 小林 啓 介

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年は、株主の皆様の感染リスクを避けるため、書面による議決権行使をご推奨申し上げます。書面による議決権行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年7月13日（月曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年7月14日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 2階 ホール
3. 会議の目的事項
報告事項 1 第55期（2019年4月21日から2020年4月20日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
報告事項 2 第55期（2019年4月21日から2020年4月20日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yagami-inc.co.jp>）に掲載させていただきます。

株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

◎ **新型コロナウイルス感染症の予防及び拡散防止への対応について**

株主総会では、新型コロナウイルス感染症の予防及び拡散防止のため、以下のとおり対応をさせていただきます。

【株主の皆様へのお願い】

本年は、株主の皆様の感染リスクを避けるため、事情をご賢察の上、株主総会当日の来場を見合わせ、書面による議決権行使を強くご推奨申し上げます。

株主様におかれましては直近の流行状況にご留意いただき、健康状態にかかわらず、株主総会へのご来場を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

基礎疾患のある方、妊娠されている方、ご高齢の方は、特段のご留意をいただき、株主総会のご出席を見合わせていただくことを強くご推奨申し上げます。

【ご来場される株主様へのお願い】

ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

会場の座席は通常より間隔を広げて設置いたします。座席数が通常の半分以下となり座席数に限りがあります。万が一、満席となった場合は、入場をお断りする場合がございます。予めご了承ください。

【当社の対応について】

株主総会の議事は簡略化し、例年より時間を短縮して行う予定ですので、株主の皆様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

添付書類

事業報告

(2019年4月21日から
2020年4月20日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 当期の経営成績の概況

当連結会計年度は、文教分野においては新学習指導要領の施行に向けた動きが本格化した一方、学校校舎の改修は自治体における予算執行の遅れなどから低調に推移しました。エレクトロニクス関連市場では、年度後半より一部持ち直しの動きが見られたものの、半導体メーカーの生産調整により設備投資は前年度と比べて大きく減速しました。また年明けからは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学校の休校措置やサプライチェーンへの影響が出始めており、先行きは不透明な状況となっております。

このような状況のもと、当社グループでは、新しい教科書に準拠した理科実験機器の提案や、AED更新需要の取り込み、榊平山製作所におけるアジアなど国外市場拡販に努めてまいりましたが、施設設備機器および保温・加熱用電気ヒーターの落ち込みをカバーするに至りませんでした。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は80億19百万円（前年同期比3.7%減）、営業利益は10億48百万円（同0.2%減）、経常利益は10億69百万円（同0.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は7億40百万円（同5.6%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

【理科学機器設備部門】

2020年度からの小学校における新学習指導要領施行に伴い、プログラミング教材など新しい理科教科書に準拠した新商品の拡販に努めましたが、自治体での学校校舎改修計画の遅れなどから実習台・収納戸棚類の売上が大きく落ち込んだ結果、売上高は41億46百万円（前年同期比2.4%減）となりました。

利益面におきましては、榊平山製作所においてアジアを中心に国外へ新機種を拡販するなど滅菌器の採算性が向上したことから、セグメント利益は4億19百万円（同7.6%増）となりました。

【保健医科機器部門】

AEDの新規および更新需要に対する取り組みが好調だったものの、学校向け健康診断機器など保健設備品において消費増税に伴う駆け込み需要の反動減等の影響があったことから、売上高は19億58百万円（前年同期比0.8%減）、セグメント利益は3億75百万円（同0.1%減）となりました。

【産業用機器部門】

㈱平山製作所における環境試験機器の売上がアジア向けを中心に伸長したものの、エレクトロニクス関連産業の設備投資が一部案件を除いて低調に推移したことから、売上高は19億14百万円（前年同期比9.3%減）、セグメント利益は2億74百万円（同10.3%減）となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 52 期	第 53 期	第 54 期	第55期(当連結会計年度)
		2016年4月21日から 2017年4月20日まで	2017年4月21日から 2018年4月20日まで	2018年4月21日から 2019年4月20日まで	2019年4月21日から 2020年4月20日まで
売 上 高 (千円)		7,895,952	8,703,031	8,330,846	8,019,823
経 常 利 益 (千円)		1,109,837	1,240,614	1,073,262	1,069,746
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)		687,327	804,881	701,210	740,160
1株当たり当期純利益 (円)		131.00	153.43	133.68	141.10
総 資 産 (千円)		13,244,470	14,482,919	14,480,269	14,567,149
純 資 産 (千円)		9,903,860	10,660,232	10,997,259	11,398,949

(注) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を第54期から適用しており、第53期に係る数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等になっております。

5. 対処すべき課題

当社グループが優先的に対処すべきと考える事業上の課題は、以下のとおりです。

（理科学機器設備）

教育理科機器の需要は、理科教育振興法に基づく補助金など国や地方自治体の教育予算がその大半を占めております。科学技術の振興・充実の礎となる理科教育は極めて重要な国の施策である一方、少子化の進行により市場の大きな伸長は見込めない状況となっております。当社におきましては、学校現場に最適な品質の商品提案を通じたブランド力アップによりシェア拡大を図るとともに、幼稚園・保育園や医療系施設、大学・専門学校に対する収納戸棚や調理台の提案など、当社のノウハウや強みが活かせる周辺分野への拡充を進めてまい

ります。

㈱平山製作所にて取り扱っている滅菌器の分野においては、中国製品の台頭に伴い、国内外いずれの市場においても製品の差別化が課題となっております。ネットワーク接続などを念頭に次世代機の開発に十分な経営資源を投入してまいります。また競争が激化している国内市場においては、きめ細かなアフターサービス体制を整備し、顧客満足度の向上を目指してまいります。

(保健医科機器)

少子化に伴う小中学校の統廃合が進展する中、保健設備品の需要は理科分野同様、大幅な市場拡大が見込めないうえ、競合他社の参入や学校現場におけるネット通販の進展が進み、シェアアップは一層重要な課題となっております。当社におきましては、現場ニーズを反映したオリジナルの健康診断機器をはじめ、衛生材料ほか豊富な消耗品を網羅した総合カタログの提供等を通じて、積極的な営業活動を展開してまいります。

(産業用機器)

保温・加熱用電気ヒーターについては、半導体関連業界の景気動向に左右されにくい収益基盤を確立することが重要な課題と認識しております。新たな顧客、幅広い業界、業種、用途への対応を着実に進めるため、オリジナル商品を含めた商品群の強化、施工業者との連携や社内技術担当の体制強化を図ってまいります。

㈱平山製作所にて取り扱っている環境試験機器の分野においては、中国向けを中心に多くの受注残を抱え、生産能力のアップが課題となっております。BCP（事業継続計画）の観点からも調達先の複数化を図ってまいります。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社やがみビルであり、同社は当社普通株式3,498千株（自己株式控除後持株比率66.7%）を保有しております。

親会社との間に取引はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ヤガミファニテク	10,000千円	100.00%	施設設備家具の製造
株式会社平山製作所	70,000千円	80.00%	全自動高圧蒸気滅菌器、環境試験機器の製造、販売及び修理

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

7. 主要な事業内容

当社グループは、理科学機器設備、保健医科機器、産業用機器の販売を行い、主な商品は次のとおりであります。

理科学機器設備……………収納壁、調理台、実験台、顕微鏡、電源装置、滅菌器

保健医科機器……………蘇生法教育人体モデル、A E D（自動体外式除細動器）、視力・聴力等検査器、身長計、体重計

産業用機器……………保温・加熱用電気ヒーター、環境試験機器

8. 主要な営業所及び工場

株 式 会 社 ヤ ガ ミ	本社（愛知）、東京支店（東京）、大阪支店（大阪）、福岡営業所（福岡）、名北商品センター（愛知）、小牧事業所（愛知）
株 式 会 社 ヤ ガ ミ フ ァ ニ テ ク	本社（愛知）、工場（愛知）
株 式 会 社 平 山 製 作 所	本社工場（埼玉）、外国営業部（東京）、大阪支店（大阪）

9. 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 令	平 均 勤 続 年 数
223名	2名減	44.4才	15.9年

（注） 上記は役員、顧問及びパートは含まず、契約社員を含んでおります。

10. 主要な借入先

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 27,200,000株
2. 発行済株式の総数 5,300,000株（自己株式54,537株を含む）
3. 株主数 293名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 や が み ビ ル	3,498,080 株	66.7 %
株 式 会 社 八 神 製 作 所	310,000	5.9
八 神 昌 裕	121,000	2.3
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	112,000	2.1
八 神 基	104,000	2.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	100,000	1.9
光 通 信 株 式 会 社	92,200	1.8
ヤ ガ ミ 従 業 員 持 株 会	86,640	1.7
小 林 啓 介	77,000	1.5
小 林 知 佳 代	75,000	1.4

（注）当社は、自己株式を54,537株保有しております。なお、持株比率は、自己株式（54,537株）を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

会社法第178条の規定に基づき、2019年11月21日付で自己株式1,501,760株を消却いたしました。これにより、自己株式を含めた発行済株式の総数が前期末（2019年4月20日）より、1,501,760株減少しております。また、発行可能株式総数につきましては、今回の株主総会での定款変更議案の決議を経て、20,000,000株となる見込みです。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小林啓介	株式会社やがみビル 代表取締役社長 株式会社ヤガミファニテク 代表取締役社長 株式会社平山製作所 取締役
取締役	遠藤勝	東京支店長兼産業電熱システム事業部長
取締役	五十嵐敬	株式会社平山製作所 代表取締役社長
取締役（監査等委員）	長谷川和久	
取締役（監査等委員）	建守徹	建守徹法律事務所 所長
取締役（監査等委員）	小島浩司	監査法人東海会計社 代表社員 株式会社サカイホールディングス 社外取締役 ワシントンホテル株式会社 社外取締役

- (注) 1. 五十嵐 敬氏は、2019年7月8日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 長谷川和久氏及び小島浩司氏は、2019年7月8日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって、新たに監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。
3. 取締役八神 基氏、取締役（監査等委員）拮石研自氏及び福田哲三氏は、2019年7月8日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
4. 当社は、取締役会において取締役の職務の執行状況が月1回以上報告されるほか、内部監査担当者を配置し、内部統制結果を報告するなど内部監査室との連携を密に図ることで、十分な監査業務を遂行することができる環境が整備されております。
5. 当社は、監査等委員会による監査等の実効性を高めるため、長谷川和久氏を常勤の監査等委員に選定しております。
6. 取締役（監査等委員）建守 徹氏及び小島浩司氏は、社外取締役であります。
7. 当社は、取締役（監査等委員）建守 徹氏及び小島浩司氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査等委員長谷川和久、建守 徹及び小島浩司の3氏と賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額としております。

3. 取締役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く）	3名	90,652千円
取締役（監査等委員）	5名	12,775千円
（うち社外取締役）	（ 3名）	（ 4,800千円）
合 計	8名	103,427千円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年7月14日開催の第50回定時株主総会において、年額240,000千円以内と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年7月14日開催の第50回定時株主総会において、年額48,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額として、15,545千円が含まれております。
4. 役員賞与はございません。
5. 当事業年度末現在の人員は、取締役3名（監査等委員を除く）、取締役3名（監査等委員）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2019年7月8日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）2名及び取締役（監査等委員を除く）1名を含み、無報酬の取締役（監査等委員を除く）1名を除いているためであります。
6. 上記報酬等の額のほか、当事業年度に退任した取締役（監査等委員を除く）1名に対して、退職慰労金3億6百万円を支給しております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役（監査等委員）建守 徹氏の兼職先である法人等と、当社との間に取引関係はありません。

社外取締役（監査等委員）小島浩司氏の兼職先である法人等と、当社との間に取引関係はありません。

(2) 当期における主な活動状況

区分	氏名	主な活動の状況
社外取締役	建守 徹	当事業年度開催の取締役会13回中13回、監査等委員会11回中11回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要の発言を行っております。
社外取締役	小島浩司	当事業年度開催の取締役会9回中9回、監査等委員会9回中9回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要の発言を行っております。

(注) 全回数異なるのは、就任時期の違いによるものであります。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

普賢監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	12,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠並びに会計監査の職務遂行状況等を検討のうえ適切と判断し、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

会計監査人の再任の可否については、監査等委員会は毎期会計監査人の適格性、独立性、監査の品質管理状況、及び職務の遂行状況等を総合的に評価し、不再任が妥当と判断した場合、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

V. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年7月14日開催の第50回定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、同日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制等の整備に関する「内部統制基本方針」を改定いたしました。その内容は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令及び定款を遵守するとともに、高い倫理観を持って事業を運営していくため、倫理規程を定め取締役及び使用人が遵守すべきものとする。
- ② 企業行動倫理委員会を設置して倫理規程の遵守及び理念の徹底を図る。
- ③ スピーク・アップ制度を設け、その通報窓口を企業行動倫理委員会とする。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、文書管理規程に則り、その職務の執行に係る文書及び重要な情報を保存するとともに、保存媒体に応じ十分な注意をもってこれを管理する。

(3) 損失の危険の管理（リスクマネジメント）に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基本規程として定めた経営危機管理規程について一層の周知徹底を図るとともに危機の未然防止意識向上のため、危機管理委員会による教育、マニュアルの作成配付及びシミュレーショントレーニングを実施する。
- ② 経営活動上の諸リスク等を認識し、そのリスクの把握と対応管理責任者の体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、以下の取り組みを行う。

- ① 監査等委員会を設置し、業務執行の一部を取締役に委任するとともに、取締役会の監督機能を強化する。
- ② 取締役会を定期的に（月1回）開催し、重要な業務執行に係る意思決定と効率的な業務執行を行う。
- ③ 組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定め、職務執行を適正かつ効率的に行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社は、当社が定める関係会社管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告義務を負う。
- ② グループ全体のリスク管理について定める経営危機管理規程を策定し、同規程においてグループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。さらに、当社グループのリスク管理を担当する機関として危機管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応を審議する。
- ③ グループ経営計画を策定し、グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。
- ④ 倫理規程を作成し、当社グループの全ての役職員に周知徹底する。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 当社の状況を勘案し、当面監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は置かない。
 - ② 監査等委員会がその職務を補助する取締役及び使用人を必要と認める場合、取締役は監査等委員会と協議を行う。この場合において、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置くときには、人事異動や評価等について監査等委員会の意見を尊重する。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
- 当社の取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、その他取締役会または監査等委員会が定めた事項につき、速やかに報告する。
- (8) 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
- 子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会に対して、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、その他取締役会または監査等委員会が定めた事項につき速やかに報告する。
- (9) 監査等委員会に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員は、代表取締役と適宜意見交換を行う。
 - ② 監査等委員は、会計監査人との緊密な連携を保ち、効率的かつ効果的な監査を行う。
 - ③ 監査等委員は、監査・監督に必要と認めた場合には、外部専門家（弁護士及び公認会計士等）と連携する。
- (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 経理について規程を定め、法令及び会計基準に従って適正な会計処理を行う。
 - ② 全社的な内部統制、業務プロセス、IT全般統制の整備と運用状況の評価と改善を行う。
- (13) 反社会的勢力との関係排除のための体制
- ① 反社会的勢力や団体と一切の関係を排除し、「三ない」即ち「金を出さない」「利用しない」「恐れない」を基本原則として、社会悪に立ち向かう姿勢を貫く。
 - ② 反社会的勢力や団体の動きに対して、社内の組織体制を整え、業務監視委員会を設置する。
 - ③ 反社会的勢力や団体の動きに対して、関係行政機関と連携を密にし、不法、不当な要求に対して、断固たる姿勢で臨み早期に対処する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の内部統制基本方針に基づく、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会を13回開催し、経営方針や経営戦略に係る重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、継続的に新たな経営上のリスクを検討し、必要に応じて社内規程及び業務の見直しを行いました。
- ② 監査等委員会を11回開催し、監査等委員会規程に基づき監査計画、監査の実施及び監査結果の報告を行いました。また、内部監査室の監査結果や会計監査人からの四半期毎の報告を受けております。
- ③ 取締役会において選任された執行役員は、代表取締役の指導・監督の下、執行役員の責任の範囲で業務を遂行しました。
- ④ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、全社的な内部統制、業務プロセス、IT全般統制の整備状況及び運用状況の評価と改善を行い、監査等委員会に報告しました。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営における重要施策の一つであると考えており、株主の皆様のご期待にお応えするため、業績に連動した配当を行うこととしております。さらに、持続的な成長や事業リスクへの備えに必要な財務の健全性とのバランスも考慮し、配当は、親会社株主に帰属する当期純利益に対する比率(連結配当性向)50%を目処に実施することを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、2019年5月30日の公表内容から8円増配し、71円とさせていただくことといたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年4月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,541,170	流動負債	2,074,393
現金及び預金	6,754,325	支払手形及び買掛金	799,082
受取手形及び売掛金	1,864,797	電子記録債務	591,128
電子記録債権	307,232	未払金	55,466
商品及び製品	909,861	未払法人税等	91,956
仕掛品	185,602	賞与引当金	272,284
原材料及び貯蔵品	401,732	その他	264,475
その他	120,556	固定負債	1,093,806
貸倒引当金	△2,937	長期前受金	318,637
固定資産	4,025,979	長期預り保証金	233,282
有形固定資産	1,742,990	繰延税金負債	18,062
建物及び構築物	311,076	退職給付に係る負債	333,231
土地	1,346,573	役員退職慰労引当金	181,495
その他	85,341	その他	9,095
無形固定資産	77,886	負債合計	3,168,199
電話加入権	4,492	(純資産の部)	
ソフトウェア	73,393	株主資本	10,904,824
投資その他の資産	2,205,102	資本金	787,299
投資有価証券	1,899,254	資本剰余金	676,811
繰延税金資産	268,918	利益剰余金	9,474,859
その他	43,309	自己株式	△34,145
貸倒引当金	△6,380	その他の包括利益累計額	24,001
資産合計	14,567,149	その他有価証券評価差額金	24,001
		非支配株主持分	470,123
		純資産合計	11,398,949
		負債及び純資産合計	14,567,149

連結損益計算書

(2019年4月21日から
2020年4月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,019,823
売上原価	4,738,082
売上総利益	3,281,741
販売費及び一般管理費	2,233,149
営業利益	1,048,591
営業外収益	
受取利息	1,863
有価証券利息	10,477
受取配当金	6,932
不動産賃貸料	414
受取保険金	978
受取補償金	865
その他	2,143
の	23,675
営業外費用	
支払利息	243
売上割引	1,374
為替差損	312
リース解約損	344
その他	245
の	2,520
経常利益	1,069,746
特別利益	
固定資産売却益	616
保険解約返戻金	8,718
保険譲渡益	21,509
特別損失	
固定資産除却損	101
の	101
税金等調整前当期純利益	1,100,489
法人税、住民税及び事業税	290,817
法人税等調整額	30,578
当期純利益	779,093
非支配株主に帰属する当期純利益	38,932
親会社株主に帰属する当期純利益	740,160

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月21日から
2020年4月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	787,299	676,811	10,026,066	△974,066	10,516,109
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△351,446		△351,446
親会社株主に帰属する当期純利益			740,160		740,160
自 己 株 式 の 消 却			△939,921	939,921	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△551,206	939,921	388,714
当 期 末 残 高	787,299	676,811	9,474,859	△34,145	10,904,824

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	49,958	49,958	431,191	10,997,259
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△351,446
親会社株主に帰属する当期純利益				740,160
自 己 株 式 の 消 却				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△25,957	△25,957	38,932	12,975
当 期 変 動 額 合 計	△25,957	△25,957	38,932	401,690
当 期 末 残 高	24,001	24,001	470,123	11,398,949

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称 …………… 2社 株式会社ヤガミファニテック、株式会社平山製作所
非連結子会社 …………… 該当する会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項 …………… 該当する会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算期 …………… 連結決算日と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 …………… <時価のあるもの>

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

<時価のないもの>

移動平均法による原価法を採用しております。

(ロ) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産 …………… 主として総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

(イ) 有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 6年～50年

(ロ) 無形固定資産 …………… 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金 …………… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(ハ) 役員退職慰労引当金 …………… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による当連結会計年度末支給額の100%を計上しております。なお、連結子会社1社は役員退職慰労引当金を計上しておりません。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務 …………… 連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(ロ) 消費税等の会計処理方法 …………… 税抜方式を採用しております。

(ハ) 退職給付に係る会計処理方法 … 当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,849,213千円

(2) 保証債務

リース契約に対する連帯保証額

得意先1社

568千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	6,801,760	—	1,501,760	5,300,000
自己株式				
普通株式	1,556,297	—	1,501,760	54,537

(注) 普通株式の自己株式の減少は、自己株式の消却によるものであります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月30日 取締役会	普通株式	351,446千円	67円	2019年4月20日	2019年6月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	372,427千円	71円	2020年4月20日	2020年6月29日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に理科学機器設備の販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入）しております。受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として債券であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年4月20日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差 額
(1) 現金及び預金	6,754,325	6,754,325	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,864,797	1,864,797	—
(3) 電子記録債権	307,232	307,232	—
(4) 有価証券及び投資有価証券	1,898,054	1,898,054	—
(5) 支払手形及び買掛金	(799,082)	(799,082)	—
(6) 電子記録債務	(591,128)	(591,128)	—
(7) 未払金	(55,466)	(55,466)	—
(8) 未払法人税等	(91,956)	(91,956)	—
(9) 長期預り保証金	(233,282)	(233,282)	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 未払金、並びに(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期預り保証金

長期預り保証金は変動金利によるものであり、期限の定めがないため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額1,200千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,083円48銭
(2) 1株当たり当期純利益	141円10銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年4月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,662,840	流動負債	1,232,879
現金及び預金	5,368,185	支払手形	9,065
受取手形	559,287	電子記録債務	639,012
電子記録債権	234,493	買掛金	241,365
売掛金	708,174	未払金	39,922
商 品	729,383	未払費用	43,926
貯 蔵 品	10,154	未払消費税等	37,072
前 渡 金	9,567	前 受 金	71,649
前 払 費 用	663	預 り 金	23,839
未 収 入 金	19,872	賞 与 引 当 金	127,026
未 収 法 人 税 等	23,208	固 定 負 債	867,563
貸 倒 引 当 金	△151	長期前受金	318,637
固 定 資 産	3,981,907	長期預り保証金	233,282
有形固定資産	1,064,174	退職給付引当金	176,941
建 物	169,591	役員退職慰労引当金	129,606
構 築 物	4,981	資産除去債務	9,095
車 輛 運 搬 具	3,395	負 債 合 計	2,100,443
工 具、器 具 及 び 備 品	12,444	(純資産の部)	
土 地	873,760	株 主 資 本	9,520,302
無 形 固 定 資 産	66,852	資 本 金	787,299
電 話 加 入 権	2,962	資 本 剰 余 金	676,811
ソ フ ト ウ ェ ア	63,890	資 本 準 備 金	676,811
投資その他の資産	2,850,880	利 益 剰 余 金	8,090,337
投資有価証券	1,899,254	利 益 準 備 金	196,824
関係会社株式	679,196	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,893,512
繰延税金資産	260,246	配 当 平 均 積 立 金	200,000
差入保証金	11,936	別 途 積 立 金	3,100,000
そ の 他	384	繰 越 利 益 剰 余 金	4,593,512
貸 倒 引 当 金	△138	自 己 株 式	△34,145
資 産 合 計	11,644,747	評 価 ・ 換 算 差 額 等	24,001
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	24,001
		純 資 産 合 計	9,544,304
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	11,644,747

損 益 計 算 書

(2019年4月21日から
2020年4月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,509,915
売 上 原 価	3,172,363
売 上 総 利 益	2,337,551
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,608,405
営 業 利 益	729,145
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,861
有 価 証 券 利 息	10,477
受 取 配 当 金	6,932
不 動 産 賃 貸 料	17,623
そ の 他	3,755
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	243
売 上 割 引	1,369
不 動 産 賃 貸 費 用	3,254
そ の 他	492
経 常 利 益	764,436
特 別 利 益	
保 険 返 戻 金	8,718
保 険 譲 渡 益	21,509
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	101
税 引 前 当 期 純 利 益	794,562
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	158,459
法 人 税 等 調 整 額	56,704
当 期 純 利 益	579,398

株主資本等変動計算書

(2019年4月21日から
2020年4月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
		資本準備金	資本剰余金合計		配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	787,299	676,811	676,811	196,824	200,000	3,100,000	5,305,481	8,802,306	△974,066	9,292,350	
当期変動額											
剰余金の配当							△351,446	△351,446		△351,446	
当期純利益							579,398	579,398		579,398	
自己株式の消却							△939,921	△939,921	939,921	—	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△711,968	△711,968	939,921	227,952	
当期末残高	787,299	676,811	676,811	196,824	200,000	3,100,000	4,593,512	8,090,337	△34,145	9,520,302	

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	49,958	49,958	9,342,308
当期変動額			
剰余金の配当			△351,446
当期純利益			579,398
自己株式の消却			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△25,957	△25,957	△25,957
当期変動額合計	△25,957	△25,957	201,995
当期末残高	24,001	24,001	9,544,304

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券 ……………… <時価のあるもの>

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

<時価のないもの>

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産 ……………… 主として総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……………… 定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

無形固定資産 ……………… 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 ……………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 ……………… 従業員賞与の支給に備えるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金 ……………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金 ……………… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による当事業年度末要支給額の100%を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務 ……………… 決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 消費税等の会計処理方法 ……………… 税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	5,525千円
短期金銭債務	61,905千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

953,928千円

(3) 保証債務

リース契約に対する連帯保証額

得意先1社 568千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する売上高

74千円

(2) 関係会社からの仕入高

142,686千円

(3) 関係会社との営業取引以外の取引高

84,439千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,556,297	—	1,501,760	54,537

(注) 普通株式の自己株式の減少は、自己株式の消却によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

役員退職慰労引当金	39,659千円
長期前受金	118,573千円
退職給付引当金	54,144千円
賞与引当金	38,870千円
減損損失	22,279千円
未払事業税	1,739千円
その他	17,841千円
繰延税金資産小計	293,108千円
評価性引当額	△22,279千円
繰延税金資産合計	270,828千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	10,582千円
繰延税金負債合計	10,582千円
繰延税金資産の純額	260,246千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員 兼務等	事業上 の関係				
子会社	藤ヤガミファニテック	所有 直接 100.0%	1名	当社仕入先	不動産賃貸(注)	16,932千円	—	—
					業務委託(注)	51,660千円	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 賃貸借料及び業務委託費は近隣の一般的な取引実勢を参考にしております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等	備八世クリエイト	—	不動産賃借 (注)1	不動産賃借料等	29,974千円	—	—
				敷金の支払い	—	差入保証金	8,843千円
役員	八神基 (注)2	被所有 直接 2.0%	当社名誉会長	保険積立金の譲渡(注)3	142,091千円	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 同一建物（ビル）に入居するテナント他社との取引条件を参考のうえ、決定しております。
2. 八神基氏は、2019年7月8日付で当社取締役を退任しており、当該取引は、役員退職慰労金の支給に充当するものであります。
3. 保険積立金の譲渡価額については、譲渡時点での解約戻金としております。
4. 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,819円54銭
(2) 1株当たり当期純利益 110円46銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月2日

株式会社 ヤ ガ ミ
取締役会 御 中

普賢監査法人

東京都港区

指定社員 公認会計士 荒 木 正 博 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐 藤 功 一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤガミの2019年4月21日から2020年4月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤガミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類等に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月2日

株式会社 ヤ ガ ミ
取締役会 御 中

普賢監査法人
東京都港区
指定社員 公認会計士 荒 木 正 博 ⑩
業務執行社員
指定社員 公認会計士 佐 藤 功 一 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤガミの2019年4月21日から2020年4月20日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月21日から2020年4月20日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、計画等に従い、会社の内部監査室と連携の上、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告及び説明を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指
摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月5日

株式会社 ヤ ガ ミ 監査等委員会

監査等委員 長谷川 和 久 ⑩

監査等委員 建 守 徹 ⑩

監査等委員 小 島 浩 司 ⑩

(注) 監査等委員建守徹及び小島浩司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する
社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 事業の目的の変更

今後の業容拡大と新規事業展開の可能性に備えるために、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

(2) 発行可能株式総数の変更

2019年11月21日に行いました自己株式の消却により、発行可能株式総数を減少する旨の定款変更が必要となりましたので、現行定款第5条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の27,200,000株から20,000,000株へ変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～7 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>8</u> (条文省略)</p> <p>第3条～第4条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は27,200,000株とする。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～7 (現行どおり)</p> <p><u>8</u> <u>各種動産のリース、賃貸借および保守管理</u></p> <p><u>9</u> (現行どおり)</p> <p>第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は<u>20,000,000株</u>とする。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となるため、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	こばやし けいすけ 小林 啓介 (1968年5月13日生)	1992年4月 ㈱三和銀行（現 ㈱三菱UFJ銀行）入行 2004年6月 同行退社 2004年7月 当社取締役事業開発室担当 2005年4月 当社取締役第一事業本部営業本部長兼事業開発室担当 2005年8月 当社取締役第一事業本部長兼事業開発室担当 2007年7月 当社取締役経営管理本部長 2008年7月 当社専務取締役 2010年7月 当社代表取締役副社長 2012年7月 当社代表取締役社長（現任） 2014年6月 ㈱平山製作所取締役（現任） 2017年7月 ㈱やがみビル代表取締役社長（現任） 2018年8月 ㈱ヤガミファニテク代表取締役社長（現任）	77,000株
[取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由] 2012年7月に代表取締役社長に就任し、企業経営者として当社グループの経営に貢献してまいりました。豊富な経験と実績とともに子会社の経営にも携わるなど、優れた経営執行能力を有しております。引き続き当社における経営判断、監督の遂行及び当社グループの統括を期待し、取締役候補者いたしました。			
2	えん どう まさる 遠藤 勝 (1956年2月18日生)	1979年1月 当社入社 2004年7月 当社産業電熱システム事業部部長 2008年7月 当社執行役員産業電熱システム事業部副部長 2010年4月 当社執行役員東京支店長兼産業電熱システム事業部長 2012年7月 当社取締役東京支店長兼産業電熱システム事業部長（現任）	4,000株
[取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由] 長年にわたり産業電熱システム事業部に従事し、豊富な経験と実績とともに優れた経営執行能力を有しております。これらの経験及び実績を活かし、引き続き取締役会の活性化に貢献することを期待し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	いがらし けい 五十嵐 敬 (1954年7月14日生)	2006年3月 榊平山製作所入社 2006年6月 同社常務取締役 2007年6月 同社代表取締役社長（現任） 2019年7月 当社取締役（現任）	2,000株
[取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由] 当社子会社である榊平山製作所において、長きにわたり同社の代表取締役社長としての経験と実績を有していることから、引き続き当社グループの経営判断および監督の遂行に十分な役割を果たすことができる人材と判断し、取締役候補者としました。			

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意のうえ、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
ふくだてつぞう 福田哲三 (1957年12月29日生)	1992年4月 ㈱日本債券信用銀行(現 ㈱あおぞら銀行) 入行 1999年2月 サーマエンジニアリング㈱代表取締役社長(現任) 2011年10月 当社監査役 2015年7月 当社取締役(監査等委員)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 福田哲三氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 福田哲三氏を、社外取締役候補者として選任する理由は、企業経営に携わるなど見識も幅広く経営全般に関して社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断するためであります。
 4. 福田哲三氏は、㈱名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 5. 福田哲三氏が、監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額となります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である普賢監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たにみおぎ監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会がみおぎ監査法人を会計監査人の候補とした理由は、同監査法人が当社の会計監査人に必要な専門性、独立性及び適切性を備えており、職務執行能力を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2020年4月20日現在)

名称	みおぎ監査法人		
事務所	東京都千代田区飯田橋一丁目7番10号		
沿革	2019年9月	設立	
概要	資本金	840万円	
	構成人員	代表社員(公認会計士)	6名
		その他職員(公認会計士)	10名

以上

株主総会会場ご案内図



【場 所】 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号 名古屋銀行協会 2階 ホール

【TEL】 052-231-7851 (代表)

【交 通】 **地下鉄** 桜通線「丸の内駅」④番出口より徒歩6分
 鶴舞線「丸の内駅」①番出口より徒歩6分
 名城線「市役所駅」④番出口より徒歩8分

市バス 名古屋駅バスターミナル(⑧番のりば)より「外堀通」下車すぐ
 駐車場のご用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。